

空家等の除却補助制度について

これまで空家の除却制度について検討を重ね、昨年度に一定程度具体化させた案を提示させていただいたところですが、事業化には至りませんでした。

<主な指摘事項>

- ・ 個人が所有する資産の処分に、町の費用が用いられることへの不公平感
- ・ 補助制度を活用するため、解体時期を先延ばしにする事案が発生する恐れなどの懸念が払拭できないこと



<指摘事項に対する対応>

- ・ 空家台帳における評価指標の見直し
⇒影響度が高く、所有者責任で管理が難しい空家を対象とした補助制度の検討
- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正内容を踏まえた対応（令和5年6月公布、12月施行）
⇒管理不全空家の指定による住宅用地の特例解除等

上記以外にも、所有者が自己負担分の費用を捻出できない場合の対応や、所有者を特定できない空家の対応など、幅広い空家課題に対処していくための検討を進めていくことが必要となっています。

